

議案第40号

三次市過疎地域持続的発展計画の変更について

三次市過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

三次市長 福岡 誠志

三次市過疎地域持続的発展計画第3項第3号の表中

「

	林道比和新庄線 L=60m W=7.0m	三次市	
--	-------------------------	-----	--

」を

「

	林道比和新庄線 L=60m W=7.0m	三次市	
(4)地場産業の振興 流通販売施設	三次市農業交流連携拠点施設改修事業	三次市	

」に改

める。

三次市過疎地域持続的発展計画第5項第3号の表中

「

	三次畠敷線（鳥居橋） L=214.6m W=5.5m	三次市	
	橋梁整備事業	三次市	

	L = 15.0m未満		
--	-------------	--	--

」を

「

その他	三次畠敷線（鳥居橋） L = 214.6m W = 5.5m	三次市	
	川西101号線（糸明賀橋） L = 44.0m W = 3.3m	三次市	
	中三原東地線（宇遠木橋） L = 52.3m W = 4.0m	三次市	
	橋梁整備事業 L = 15.0m未満	三次市	
	道路照明改修事業（市道分）	三次市	

」に、

「

排水路新設改良事業	三次市	
-----------	-----	--

」を

「

排水路新設改良事業	三次市	
道路照明改修事業（県道分）	三次市	

」に改

める。

三次市過疎地域持続的発展計画第6項第3号の表中

「

水道施設運営基盤強化推進等事業（広域化）	三次市	
水道老朽管更新事業	三次市	
水道施設耐震化事業	三次市	

」を

「

水道施設運営基盤強化推進等事業（広域化）	広島県 水道広域 連合 企業団	
水道老朽管更新事業	広島県 水道広域 連合 企業団	
水道施設耐震化事業	広島県 水道広域 連合	

	企業団	
--	-----	--

」に改

める。

三次市過疎地域持続的発展計画第9項第3号の表中

「

三和総合運動公園トイレ整備事業	三次市	
-----------------	-----	--

」を

「

三和総合運動公園トイレ整備事業	三次市	
みよし運動公園運動広場改修事業	三次市	

」に改

める。